

# 笠岡市財政健全化計画

(第4回：平成18年度～20年度)

～市民生活を守り  
安定した笠岡を創るために～

平成18年9月

笠 岡 市

# 目 次

## はじめに

1	財政状況と中期財政見通し	1
(1)	財政状況	1
(2)	中期財政見通し	5
2	財政健全化計画における主な取組状況	7
3	財政健全化計画	10
(1)	財政健全化の基本方針	10
(2)	具体的方策	11
(3)	計画実施のために	12
4	財政健全化計画実施後の財政状況	13
(1)	計画実施後の収支見通し	13
(2)	財政指標	13
(3)	公債費と市債残高	14
(4)	人件費	14
(5)	実質公債費比率	15
	用語解説	16

## はじめに

現下の地方財政を取り巻く環境は、極めて厳しい財政運営となっており、本市においても平成15年度当初予算が大幅な財源不足となったことから、財政の現状説明と今後の取組等について、市役所改革会議を実施し職員の合意形成を図ったうえで、最重要課題として平成15年7月に「財政健全化計画（平成15年度～17年度）」を策定したところです。計画策定後、財政健全化に向けて全職員が一丸となり、不転の決意を持って、財源不足解消のため努力してきましたが、平成16年度に入り、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減、さらには台風による高潮災害等もあり、最終的に3億4,000万円を財政調整基金から取り崩す結果となりました。平成17年度においては、枠配分予算による一般財源の配分が効果的に機能したこと、そして税収増も相まって、計画に掲げた目標を大きく上回る成果をあげています。これにより、平成17年度決算では、一般会計の実質単年度収支が5年ぶりの黒字となるなど明るい兆しもみえており、財政調整基金の取り崩しを行うことなく、決算認定をむかえようとしています。

健全な財政基盤を確立するためには、まず第一に財政の収支を均衡させるとともに財政構造に弾力性を持たせ、安定した財政運営が可能な仕組みを創ること、第二に後年度の市民に大きな財政負担を残さない財政運営を実現することが大切です。

このため、第5次行政改革大綱及び定員適正化計画と相互に連携を図りながら、財政の構造改革をさらに進め、次の世代の市民に健全な財政基盤を継承するとともに、本市における今後の財政運営の指針とするため、新たな財政健全化計画が必要となります。交付税改革など国の地方財政対策が不透明であり、今後も未曾有の財政危機が続くことが予見されていることから、平成17年7月にローリングした「財政健全化計画」を、この1年間の経済情勢の変化や国の地方財政対策、具体的方策の達成状況等の結果を踏まえ、さらに修正し新たな計画（平成18年度～20年度）としました。

地方の生き残りが問われる競争の時代の中で、この危機的状況を乗り越えるために、向こう3年間の「財政健全化計画」の見直しを行い、引き続き全庁を挙げて、すべての職員が一丸となって新たな改革に取り組みます。

# 1 財政状況と中期財政見通し（普通会計）

## (1) 財政状況

本市は、国の景気対策に伴う公共事業や積極的な単独普通建設事業を実施し、また、福祉と教育に重点をおいた施策を展開してきました。そして、歳出の累増する元利償還金をはじめとする義務的経費に対し、歳入の市税等一般財源は、三位一体の改革などの影響等により、近年では落ち込んでいます。

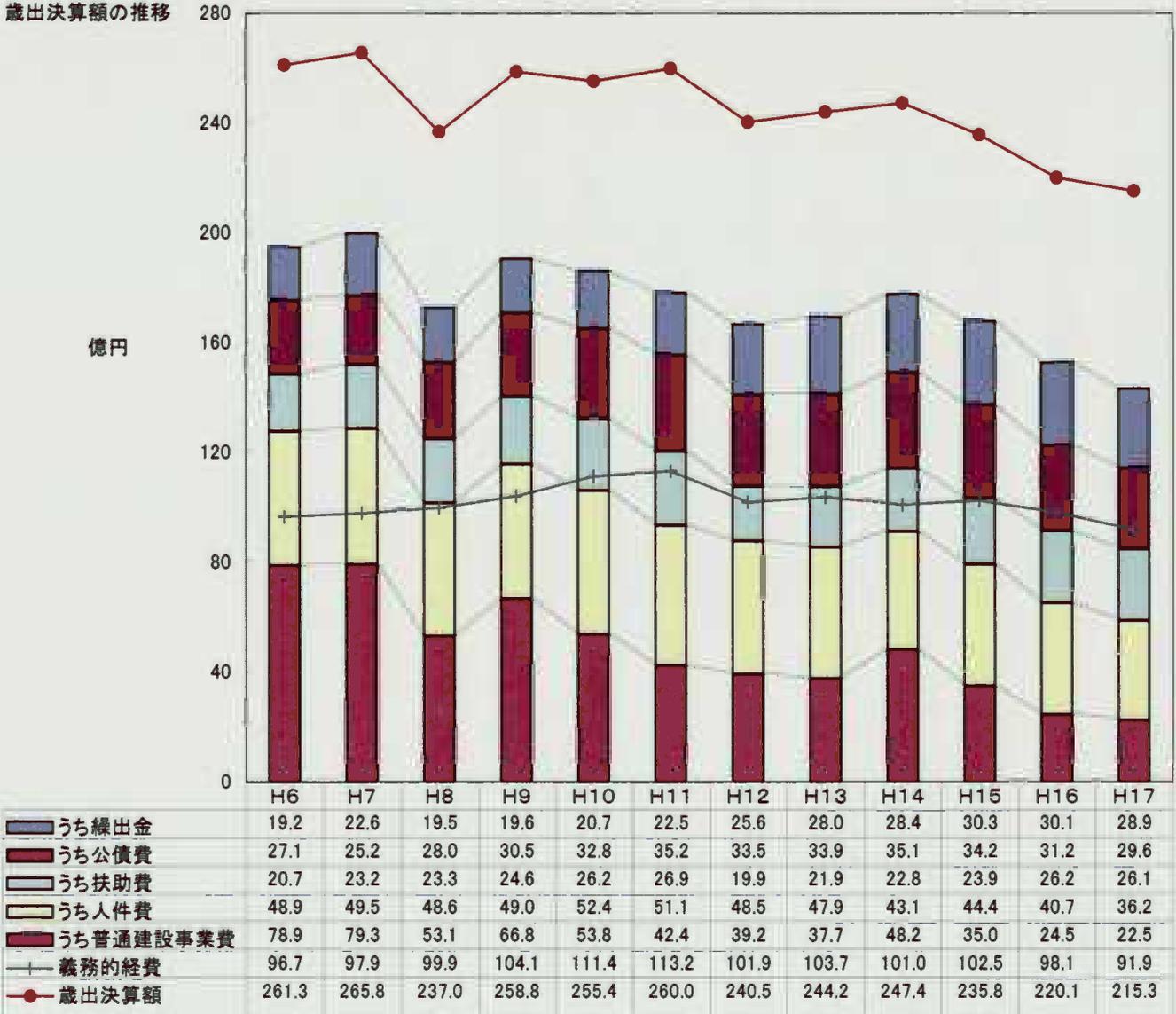
まず、普通会計決算統計や推計等を用いて、本市の財政状況を分析します。

(H16までは決算、H17は決算概要、H18は決算見込み。市税には、減税補てん債・地方特例交付金を、地方交付税には、臨時財政対策債を含みます。)

### ①歳出決算額の推移

歳出決算額とその主な経費の推移は、次のとおりです。

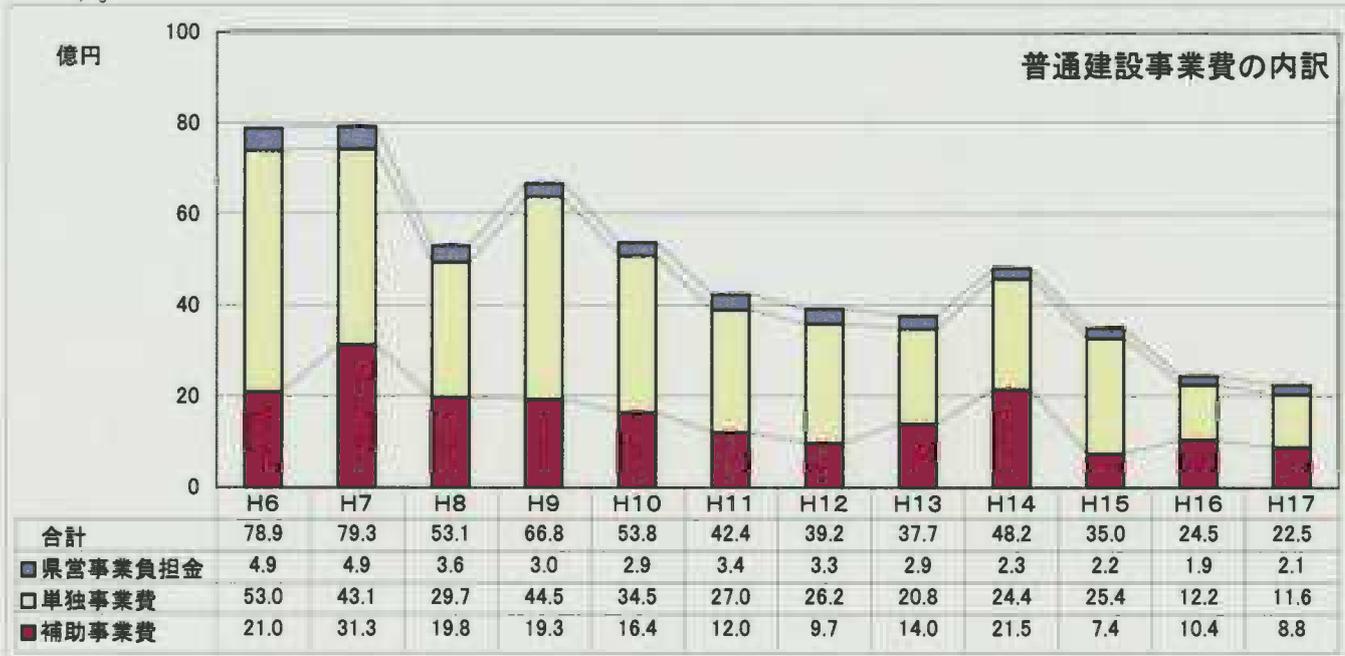
歳出決算額の推移



歳出決算額は、普通建設事業費の影響を大きく受けますが、財政健全化により近年の普通建設事業費は低水準となっています。人件費はH10をピークに減少、扶助費はH12の介護保険制度への移行により減少しましたが、その後増加しています。公債費はH14がピーク（H11は繰上償還あり）で、繰出金は近年高水準となっています。

### ②普通建設事業費の内訳

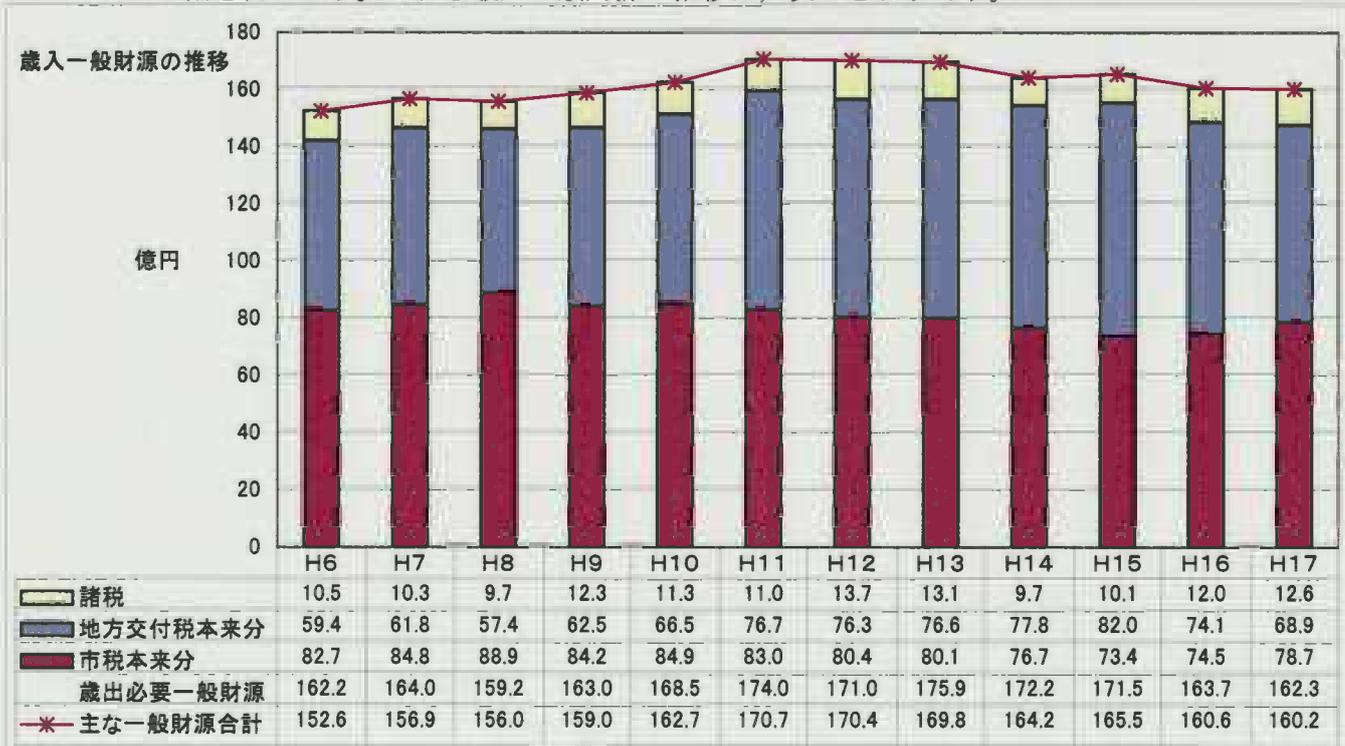
普通建設事業費は、国の補助金を受けて実施する補助事業費と、補助金を受けず市独自で実施する単独事業費、そして県営事業負担金の3種類に区分できます。これらの内訳は、次のとおりです。



市が地域の行政需要を満たすため、任意に実施する単独事業費は、H9まで事業費が多くなっています。この時に借り入れた市債の返済が、まだ続いています。

### ③歳入一般財源の推移

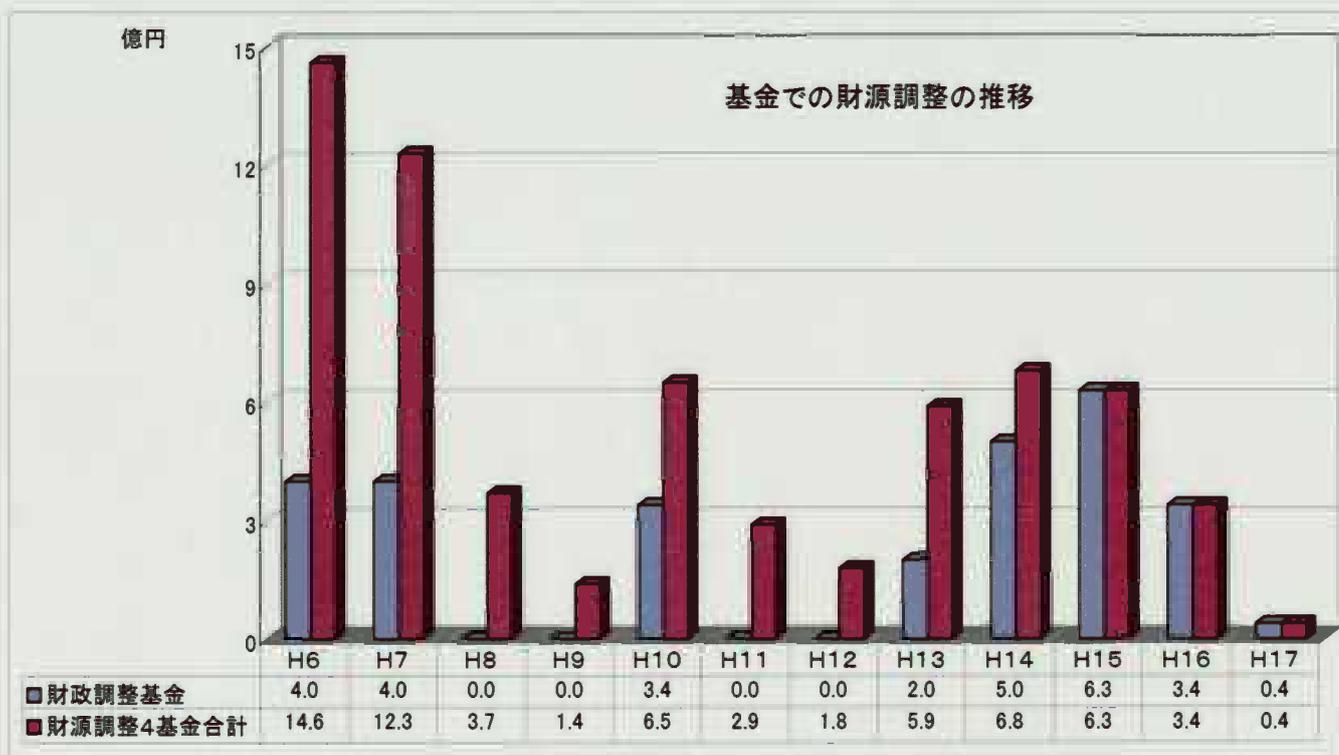
歳出決算額に対して、歳入では、財源として工面した特定財源を差し引いた額の一般財源を調達しなければなりません。一般財源の代表的なものは市税、地方交付税であり、この二つで一般財源の8～9割を占めます。これら歳入一般財源の推移は、次のとおりです。



主な歳入一般財源はH11をピークに減少しています。歳出必要一般財源との差は、土地売却収入や財政調整基金繰入金等で賄わなければなりません。

#### ④基金での財源調整

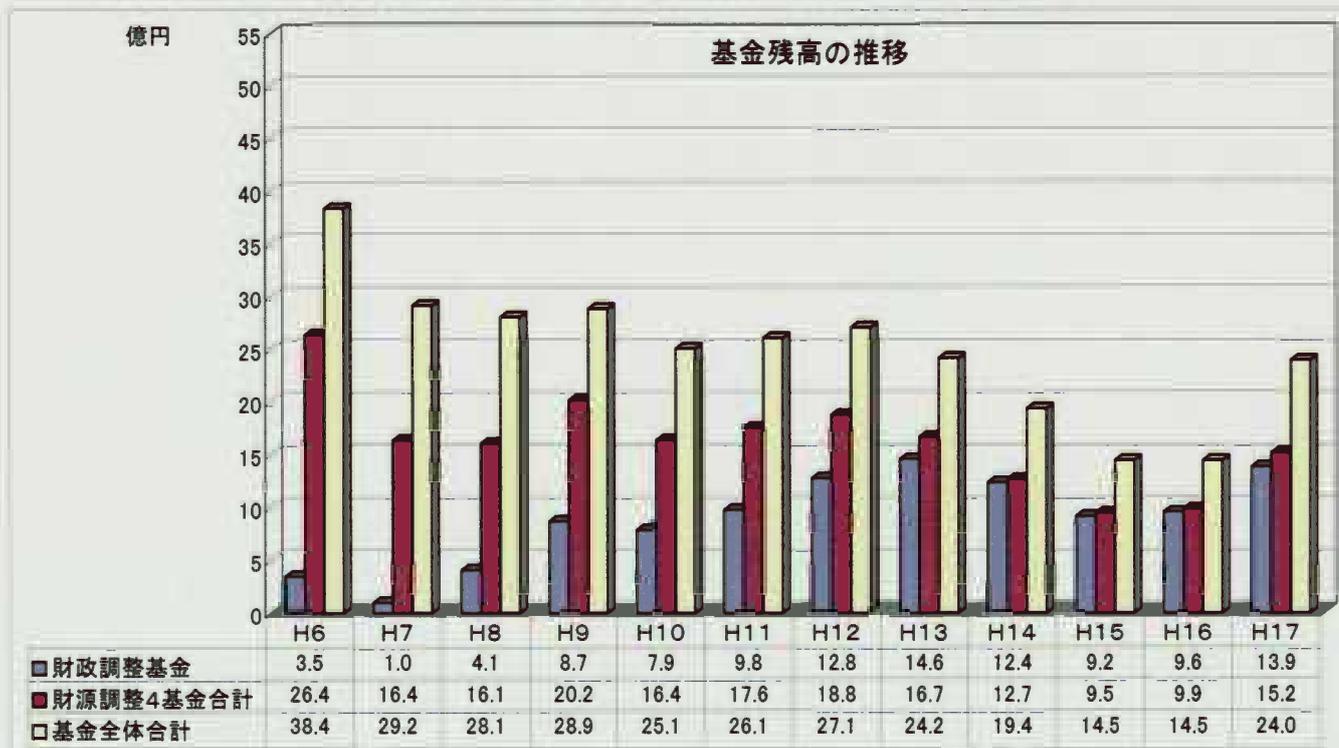
歳入が不足する場合、財政調整基金に減債基金、義務教育基金、公共施設基金を加えた財源調整4基金を取り崩すことで財源調整してきました。これらの基金の取崩額は次のとおりです。



H6～7は普通建設事業費と比例して取崩額が多くなっていますが、近年では交付税や市税等の減収のために取崩額が多くなってきています。(H16の取崩額の内、2.1億円は災害関連)。平成17年度以降は、健全化計画により、取り崩しのルールが出来たことから激減しています。

#### ⑤基金残高の推移

財政調整基金、財源調整4基金及び基金全体の残高の推移は次のとおりです。

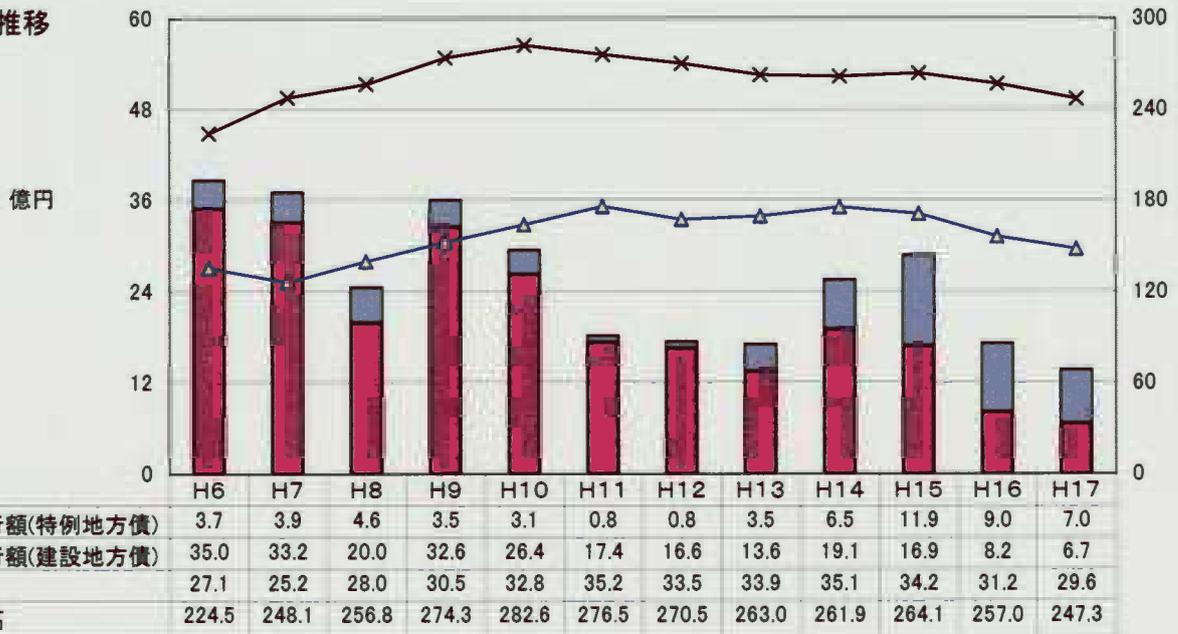


H15で財源調整4基金は、財政調整基金以外は残りわずかとなりました。財政調整基金は「財政健全化計画」の実施により、持ち直しつつあります。15億円(標準財政規模の12%)を目標に、引き続き積み増しの努力が必要です。

## ⑥公債費と市債発行額等

社会資本整備等に伴い、市債を発行してきましたが、それは、後年度に公債費という借金返済につながります。これらの推移を示すと次のとおりです。

公債費等の推移



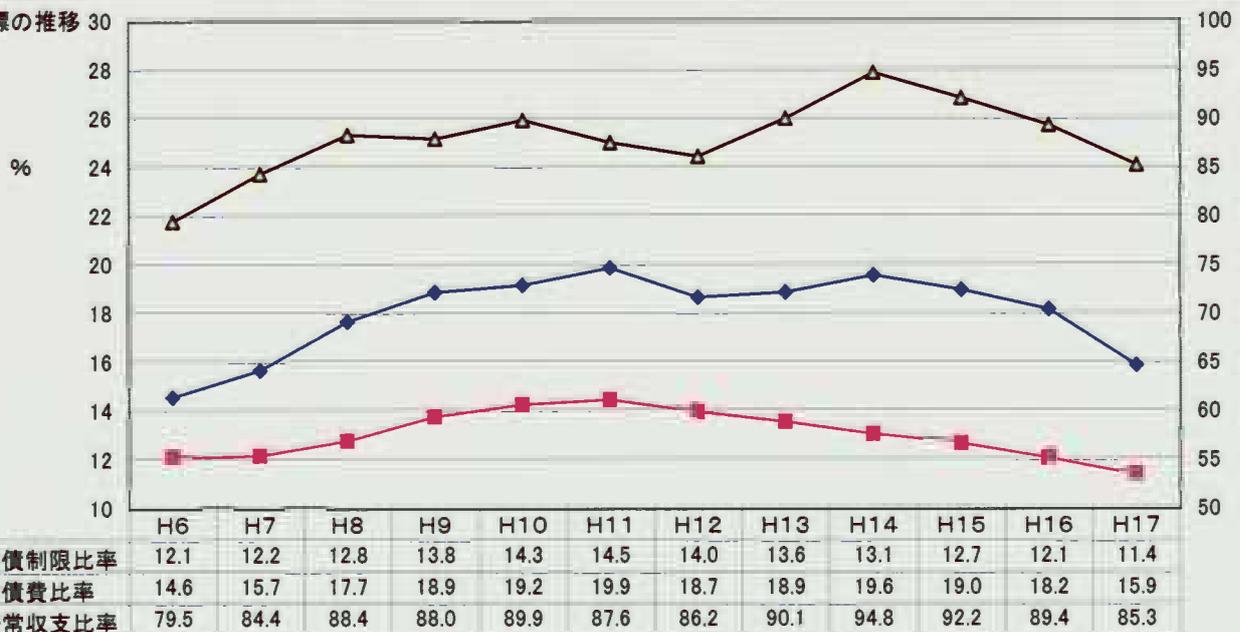
H10までの市債発行額の累増により、公債費は高水準が続いています。H11以降は建設地方債発行額を制限するなどにより市債発行額を調整していますが、特例地方債（国の制度により、市税や普通交付税から市債に振り替わった）発行額の割合はH13以降、大きくなっています。

市債残高は、建設地方債発行額を調整したことにより、H15から減少しています。

## ⑦財政指標の推移

公債費比率は、市が自由に使える収入（市税、地方交付税等の規模）に対する公債費の占める割合です。起債制限比率は、公債費比率の分母・分子から交付税算入分をそれぞれ減じたもので、15%を超えると要注意とされています。経常収支比率は、市税収入のように毎年度入ることが予定できる収入に対し、人件費や公債費に代表される毎年度支出せざるを得ない経費の割合。この割合が低いほど社会資本整備や新たな市民サービス等に使える財源的余裕があり、財政の弾力性が高いことを意味し、一般的に70～85%の範囲が望ましいとされています。

財政指標の推移



公債費比率、起債制限比率ともにH11がピークで、起債制限比率は今後なだらかに減少していきます。経常収支比率は、H15から減少に転じており、目標の85%まであと一歩です。

## (2) 中期財政見通し

### ① 基本的事項

- ・推計は、あくまで現行の地方財政制度を前提としており、各種制度改正や国の今後の財政状況の変動要因は想定していません。
  - ・財政見通しは計画的な財政運営を進めるための目安であり、今後の予算編成にあたっては、その時点での制度改正や地方財政対策等を踏まえ、具体的に内容を定めることとなります。
  - ・期間は、平成18年度から平成20年度の3年間で、普通会計が対象。
  - ・平成19～20年度は、財政調整基金の取崩をしない。平成18年度の決算剰余金は、繰越金使用はしない。(基金の残高については、計算上、当該年度の収支推計がマイナスになった場合、その半額を控除しています。)
- \*詳細な設定条件は、別冊 資料編に記載しています。

### ② 歳入推計方法 (平成18～20年度)

- ・市税には、減税補てん債、地方特例交付金を含む。地方交付税には、臨時財政対策債を含む。
- ・市税と諸税は、現在の経済情勢や平成18年度当初予算から、それぞれの税目ごとに推計。
- ・普通交付税の基準財政需要額は、経常1.0%減、投資(事業費補正を除く)10%減(H19)とする。基準財政収入額は、算入科目の市税等と連動。現行制度の臨時財政対策債は、平成18年度以降も継続されるものとする。
- ・国県支出金は、扶助費と普通建設事業費については歳出連動で推計。その他については、原則として平成18年度並とする。
- ・市債は、事務事業評価のハード事業にあわせ、推計を行っている。
- ・その他の歳入は、歳出に連動するものを除き、原則として平成18年度並で推計。

### ③ 歳出推計方法 (平成18～20年度)

- ・人件費は、平成18年度まで退職者不補充及び定員適正化計画の数値を基に推計。
- ・物件費は大規模施設の新規見込額を加算。扶助費は担当課積み上げとする。
- ・補助費等は、病院会計補助金を積み上げ、見込額を推計している。
- ・普通建設事業費は事務事業評価結果にあわせ、その他の事業は平成18年度と同額を見込む。
- ・公債費は歳入の市債見込額により推計。投資及び出資金、貸付金は病院会計分を積み上げる。
- ・繰出金は、担当課積み上げとする。

### ④ 中期財政見通しの状況 (次ページ参照)

- ・今後の歳入については、市税収入は、平成19年度は税制改正により増加する見込みである。諸税はあまり変化しないと考えられるが、地方譲与税は三位一体改革の終了に伴い激減する。地方交付税の伸びは、法人市民税が減少する分は、若干上向きになることが予想される。一般財源として確保できる総額は微減となる。
- ・一方、歳出については、普通建設事業費は大島小学校の改築、高潮対策事業、さらには市民会館の改修等に伴い、10%から15%増加すると推計している。平成20年度以降については、平成19年度と、同水準で推移していくと考えられる。
- ・公債費は財政健全化の取組により平成15年度から減少に転じたが、扶助費、繰出金等は増加となる。人件費は定年退職手当により年度間の増減が著しい。
- ・収支では、平成18年度は各部署の執行段階での節減努力を前提として、財政調整基金の取り崩しを最小限にとどめ、追加取り崩しは避けられる見込みである。平成19年度は約6億2,600万円、平成20年度は約3億9,400万円それぞれ赤字となる。
- ・平成19年度から収支が赤字となるのは、普通建設事業の伸び、公債費や繰出金の増による。平成20年度は、団塊世代の退職金が膨らみ、赤字が更に多額となる。
- ・今後の財政運営は、地方交付税の動向と普通建設事業の増減に大きく影響される。地方交付税は依存財源であり、新たな交付税改革の結果を待たなければならないが、普通建設事業については、平成20年度からさらに削減する必要がある。定年退職手当については、「退職手当準備基金」を創設したことにより年度間の負担の平準化が図るが、毎年度の基金への積立自体が多額の金額になることから、高負担をしばらくの間は続けなければならない状況である。
- ・財政調整基金残高が平成18年度末で約16億円まで回復できる予測は、全庁を挙げて財政健全化計画に取り組んだ結果である。しかし、推計による平成19年度、20年度の赤字額は財政調整基金残高の7割を超える額となっており、引き続き、前例にとられない徹底した見直しを継続して実施していかなければならない。

中期財政見通し（普通会計：推計は平成18年9月現在）

1 歳入

区 分	H17決算	伸率%	H18推計	伸率%	H19推計	伸率%	H20推計	伸率%
市 税	7,867,566	5.6	7,674,388	△ 2.5	7,828,096	2.0	7,740,290	△ 1.1
地 方 譲 与 税	497,900	26.3	697,486	40.1	274,166	△ 60.7	274,166	0.0
利子割～自動車取得税交付金	746,841	△ 6.4	740,600	△ 0.8	710,840	62.0	710,840	0.0
地 方 交 付 税	6,893,685	△ 7.0	6,137,630	△ 11.0	6,483,077	5.6	6,623,293	2.2
交通安全対策特別交付金	12,049	△ 0.3	12,000	△ 0.4	12,000	0.0	12,000	0.0
分 担 金 及 び 負 担 金	560,342	2.0	540,138	△ 3.6	540,138	0.0	540,138	0.0
使 用 料	380,819	9.6	353,984	△ 7.0	356,263	0.6	358,209	0.5
手 数 料	178,986	△ 11.7	168,865	△ 5.7	173,900	3.0	158,600	△ 8.8
国 庫 支 出 金	1,640,635	△ 9.9	1,334,450	△ 18.7	1,320,500	△ 1.0	1,321,500	0.1
県 支 出 金	1,062,187	3.3	855,447	△ 19.5	855,647	0.0	855,647	0.0
財 産 収 入	304,923	182.3	72,000	△ 76.4	72,000	0.0	72,000	0.0
寄 附 金	42,693	90.9	44,100	3.3	44,100	0.0	44,100	0.0
繰 入 金	42,257	△ 89.1	89,848	112.6	189,848	111.3	164,228	△ 13.5
繰 越 金	247,547	16.9	261,335	5.6		皆減	0	—
諸 収 入	915,688	1.7	666,670	△ 27.2	764,670	14.7	762,670	△ 0.3
市 債	668,300	△ 18.0	974,415	45.8	878,412	△ 9.9	1,049,160	19.4
歳 入 合 計	22,062,418	△ 1.8	20,623,356	△ 6.5	20,503,657	△ 0.6	20,686,841	0.9

2 歳出

区 分	H17決算	伸率%	H18推計	伸率%	H19推計	伸率%	H20推計	伸率%
人 件 費	3,619,659	△ 11.1	3,627,130	0.2	3,564,642	△ 1.7	3,850,027	8.0
物 件 費	2,497,138	2.7	2,484,422	△ 0.5	2,464,444	△ 0.8	2,444,664	△ 0.8
維 持 補 修 費	155,028	9.3	137,200	△ 11.5	137,200	0.0	137,200	0.0
扶 助 費	2,605,083	△ 0.5	2,762,012	6.0	2,773,880	0.4	2,775,880	0.1
補 助 費 等	2,769,475	△ 4.3	2,801,370	1.2	2,791,942	△ 0.3	2,803,671	0.4
普 通 建 設 事 業 費	2,252,651	△ 7.9	2,503,472	11.1	2,817,297	12.5	2,630,049	△ 6.6
災 害 復 旧 事 業 費	249,138	△ 1.2	0	皆減	0	—	0	—
公 債 費	2,958,604	△ 5.1	2,619,934	△ 10.6	2,719,702	2.8	2,736,226	0.6
積 立 金	781,902	327.6	136,357	△ 82.6	176,606	29.5	9,421	△ 94.7
投 資 及 び 出 資 金	172,516	11.1	135,670	△ 21.4	156,990	15.7	166,190	5.9
貸 付 金	584,416	△ 14.2	424,000	△ 27.4	524,000	23.6	524,000	0.0
繰 出 金	2,885,473	△ 4.2	2,933,976	1.7	3,003,157	2.4	3,003,157	0.0
歳 出 合 計	21,531,083	△ 2.2	20,565,543	△ 4.5	21,129,860	2.7	21,080,485	△ 0.2

3 収支

区 分	H17決算	H18推計	H19推計	H20推計
歳入歳出差引額	531,335	57,813	△ 626,203	△ 393,644

4 財政調整基金残高

内 訳	H17決算	H18推計	H19推計	H20推計
前 年 度 末 残 高	956,629	1,385,932	1,656,832	1,373,537
決 算 剩 余 積 立	210,000	270,000	28,906	
予 算 積 立	219,000		0	0
利 子 積 立	303	900	900	900
取 崩 額			△ 313,102	△ 196,822
当 該 年 度 末 残 高	1,385,932	1,656,832	1,373,537	1,177,615

## 2 財政健全化計画における主な取組状況

平成15年7月に策定した「財政健全化計画（平成15年度～17年度）」での具体的方策について、平成15・16年度において取り組んだ主なものは次のとおりです。（カッコ書きは平成15年度中途から実施）

①人件費の抑制	
・ 人員の削減	退職者不補充 普通会計△29人
・ 市長等特別職給料の削減	期末手当カット → 給与・期末手当・退手カット
・ 職員基本給の削減	(基本給独自カット)
・ 調整手当の見直し	支給率の引き下げ
・ 住居手当の見直し	その他区分の引き下げ
・ 通勤手当の見直し	区分の一部廃止
・ 特殊勤務手当の見直し	廃止又は金額の引き下げ
・ 時間外勤務手当の削減	対前年度8%程度の削減
・ 管理職員特別勤務手当の見直し	区分単価の引き下げ
・ 期末勤勉手当の見直し	追加独自カット
・ 退職手当の見直し	(支給率の引き下げ)
・ 日曜祝日勤務手当の見直し	廃止
・ 職員互助会補助金の見直し	縮減
・ 選挙事務従事者報償費の見直し	金額の引き下げ

②内部管理経費の削減	
・ 旅費の見直し	(旅費日当の廃止, 引き下げ) (特別職等旅費宿泊料の引き下げ)
・ 需用費, 役務費の削減	見込みから10%の削減目標
・ 庁舎等維持管理費の削減	仕様書の見直し
・ 特別会計繰出金の削減	見込みから5%の削減目標
・ 一部事務組合負担金の削減	見込みから5%の削減目標
・ 病院会計補助金の見直し	繰出基準の見直し
・ 補助事業, 起債事業事務費の見直し	人件費を最大限設定し, 残りの一部をコピー代等へ

③施策の見直し	
・ 事務事業評価の手法見直し	外部評価委員の公募
・ 公共工事コスト縮減の推進	平成17年度までに10%の縮減
・ 入札制度の見直し	制限付き一般競争入札の実施
・ 民間委託の推進	臨時職員賃金から人材派遣委託
・ 補助金の見直し	補助金額, 補助対象の見直し
・ 新規事業計画の見直し	事業の中止, 見直し

④市債借入額等の抑制	
・単年度市債借入額の上限の引き下げ	全体事業費3千万円以上、又は一般財源1千万円以上のハード事業について、平成16年度から、財源対策債を除く市債借入額の上限を、10億円から9億円に引き下げる
・ハード事業単年度一般財源の上限の引き下げ	全体事業費3千万円以上、又は一般財源1千万円以上のハード事業について、平成16年度から、一般財源の上限を、4億円から3億5千万円に引き下げる

⑤収入の確保	
・滞納繰越額の徴収強化	収納対策本部による増収対策実施
・公金運用の効率化	基金繰替運用の実施
・公有地の積極的な売却	未利用地の適正処分、土地利用活性化チームの設立

⑥その他	
・予算編成手法の改革	歳入一般財源の各部署枠配分方式の導入
	インセンティブ予算〔予算報奨制度〕の導入
・経理担当者への予算編成研修の徹底	予算要求勉強会を5回開催、206名の参加（H16）
・職員への財政状況の説明	市役所改革会議を全職場で開催〔21回〕
・市民への財政情報の公開	財政健全化計画や決算等を広報・ホームページ掲載
・地方財政の充実、強化の要望	国等に対して、市長会として継続的に要望済み

平成17年度～平成18年度において取り組んだ主なもの

①人件費の抑制	
・人員の削減	勧奨・普通退職者不補充 普通会計△34人
・職員基本給の削減	人勧完全実施
・調整手当の廃止	支給率の引き下げ及び廃止
・扶養手当の見直し	人勧完全実施
・管理職手当の特例措置拡大	課長補佐級（3%減額）
・通勤手当の見直し	金額の引き下げ
・特殊勤務手当の見直し	廃止及び金額の引き下げ
・時間外勤務手当の削減	対前年度7%程度の削減
・職員互助会補助金の見直し	減額（1人あたり@20千円→@9千円→5千円）

②内部管理経費の削減	
・旅費の見直し	（宿泊料の引き下げ）
	県外15,000→13,500 県内12,500→11,500

・需用費，役務費の削減	見込みから3%の削減
・庁舎等維持管理費の削減	仕様書の見直し
・特別会計繰出金の削減	見込みから1%の削減
・一部事務組合負担金の削減	見込みから1%の削減
・病院会計補助金の見直し	繰出基準の見直し
・事務事業の見直し	事業費，事業内容の見直し
・補助事業，起債事業事務費の見直し	人件費を最大限設定し，残りの一定率を総務コピー代等へ
・電子決済システムの導入	ペーパーレス化の推進

③施策の見直し	
・事務事業評価の手法見直し	外部評価委員の公募
・公共工事コスト縮減の推進	平成17年度までに平均11.8%の縮減
・入札制度の見直し	制限付き一般競争入札の実施，郵便入札の実施
・民間委託の推進	臨時職員から人材派遣委託へ，指定管理者制度導入
・補助金の見直し	補助対象，補助金額の見直し
・新規事業計画の見直し	事業の中止，見直し

④市債借入額等の抑制	
・単年度市債借入額の上限の引き下げ	全体事業費3千万円以上，又は一般財源1千万円以上のハード事業について，平成16年度から，財源対策債を除く市債借入額の上限を，10億円から9億円に引き下げる
・ハード事業単年度一般財源の上限の引き下げ	全体事業費3千万円以上，又は一般財源1千万円以上のハード事業について，平成16年度から，一般財源の上限を，4億円から3億5千万円に引き下げる

⑤収入の確保	
・滞納繰越額の徴収強化	収納対策本部による増収対策実施
・公金運用の効率化	基金繰替運用の実施
・公有地の積極的な売却	未利用地の適正処分，土地利用活性化チームの設立
・公有地の有効活用	駅南駐車場の整備，公有地の貸付拡大

⑥その他	
・予算編成手法の改革	歳入一般財源の各部署枠配分方式の導入
	インセンティブ予算〔予算報奨制度〕の導入
・経理担当者への予算編成研修の徹底	予算要求勉強会を3回開催，275名の参加（H17）
・市民への財政情報の公開	財政健全化計画や決算等を広報・ホームページ掲載
・地方財政の充実，強化の要望	国等に対して，市長会として継続的に要望済み

### 3 財政健全化計画

#### (1) 財政健全化の基本方針

##### ①基本的な考え方

「第5次笠岡市振興計画」に掲げる5つの基本理念と「みんなで築く生活元気都市」の実現を目指すため、また、現在の「歳入危機」からの脱却と今後の新たな行政需要にも対応できるよう、ゆるぎない財政運営基盤を確立します。

##### ②計画期間

平成18年度から平成20年度までの3年間とします。（前回は平成17年度～19年度）

##### ③目 標

・財政調整基金を取り崩さなくとも収支均衡する財政体質を確立します。そのため、歳入規模に見合った歳出構造への転換を図り、社会情勢の変化に柔軟に対応できる財政基盤を目指します。ただし、国の地方財政対策の状況によっては、財政調整基金の取り崩しはやむを得ないものと考えます。財政調整基金の残高を減らさないという考えで、地方交付税等が推計値以上の落ち込みの場合、前々年度の決算剰余積立額までを上限として取り崩せるものとします。

・ゼロベース予算や決算重視の考えから、前例踏襲を打破し、すべての事務事業の重点化、効率化を図りつつ、市民ニーズに適合した施策の再構築を行います。

・徹底した歳出経費の見直しを基本としますが、市民サービスの低下を招くことのないよう、見直しは、主に人件費や内部管理経費を対象とします。

・当初予算措置として定年退職手当が、財政運営に大きな影響を及ぼすことから、「退職手当準備基金」に積み立てを行い、年度間の負担の平準化を図ります。（基金の考え方は、平成18年度から5年間の定年退職手当の平均を算出し、当該年度の定年退職手当が平均値より少ない場合は差額を基金に積み立てる。平均値を超過する場合は超過額を基金から取り崩す。）

・財政調整基金の残高は、標準財政規模の10%は最低必要とされており、本市の場合、その額は14億円となります。当面、中期的な目標額として、15億円を設定します。（平成18年度末残高は約16億円の見込み）

・今後、歳入一般財源の減少が続く状況下にあつて、短期間での財政健全化は困難と予想されます。また、平成19年度以降の財源不足は、単年度の取組では解消が困難です。このため、ローリング方式による見直しを行いながら、継続的な改善の取組を行っていくこととします。

・現在の危機的な状況を乗り越えるためには、職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、最小の経費で最大の効果を上げることを基本に、税の執行者としての自覚と意識改革を図ります。

・財政指標については、数値目標を次のとおりとします。

	行政改革大綱目標	財政健全化計画目標
起債制限比率	9.5%未満	9.5%未満
公債費比率	15.0%未満	15.0%未満
経常収支比率	85.0%未満	85.0%未満
実質公債費比率	18.0%未満	18.0%未満

## (2) 具体的方策

①人件費の抑制	H19削減目標額	1,500万円
・組織機構改革の見直し	人員配置の見直し, 職員の職種変更	
・給料表の見直し	国公に準じる	
・人員の削減	H16~18年度退職者不補充 中期見通し反映済み	
・住居手当の見直し	同居家族への支給廃止, 定額部分の廃止等	
・通勤手当の見直し	国公に準じる	
・時間外勤務手当の削減	対前年度の3%削減を目標	
・管理職員特別勤務手当の削減	対前年度の3%削減を目標 (振替有線)	
・特殊勤務手当の見直し	各種手当の見直し及び年末年始手当の廃止	

②内部管理経費の削減	H19削減目標額	8,000万円
・嘱託職員の見直し	賃金の見直し	
・臨時職員の見直し	パート化 人材派遣の活用	
・旅費の見直し	日額旅費の見直し	
・需用費, 役務費の削減	見込額の3%削減を目標, ペーパーレス化の推進	
・庁舎等維持管理費の削減	委託仕様書の内容見直し	
・特別会計繰出金の削減	見込額の1%削減を目標	
・一部事務組合負担金の削減	見込額の1%削減を目標	
・病院会計補助金の見直し	繰出基準の見直し	
・補助事業, 起債事業事務費の見直し	人件費を最大限設定し, 残りの一部をコピー代等へ	
・施設白書の作成と経費の見直し	施設ごとに利用率や維持管理費を分析し公表する	
・行政や事務処理の効率化	GIS導入の検討 消耗品費等の部又はフロー単位での一括管理	

③施策の見直し	H19削減目標額	3,800万円
・事務事業評価の手法見直し	行政評価システムでランニングコストを含めた評価を行う	
・費用対効果の検証	事務事業評価の中で, 費用対効果の検証を行う。	
・公共工事コスト削減の推進	平成19年度までに12%以上の削減	
・入札制度の見直し	制限付き一般競争入札の実施件数の増 高落札率入札調査制度の運用及び郵便入札の拡大 随意契約方法の見直し	
・民間委託の推進	市の果たす役割を再点検し, 民間でできるものは民間に委ねる 指定管理者制度の拡大	
・補助金の見直し	団体への運営補助から事業補助への転換・補助率設定 個人への補助金の市税等完納条件の導入	
・各種協議会負担金, 年会費の見直し	加入の必要性を再点検し, 脱退・退会等を検討	
・債務負担行為の抑制	制度化されている利子補給制度等の再検討	
・単市扶助費や給付事業の見直し	所得制限の導入, 基準の再検討	
・新たな社会資本整備手法の検討	PFI等, 民間資金の活用や経営手法の導入を図る	
・市民ボランティア活動との連携強化	市民参加の意欲の向上と協働によるまちづくりを推進する	
・イベント事業の見直し	委託料から補助金への移行又は廃止を検討	
・各種審議会の見直し	事業・事案内容から, 統合等合理化を図る	
・預託金の見直し	預託金の運用ルールの変更	

④市債借入額等の抑制	H19削減目標額	1億9,200万円
・ハード事業単年度市債借入額の上限設定	事務事業評価ハード事業について、財源対策債を除き上限を9億円に設定	
・ハード事業単年度一般財源の上限設定	事務事業評価ハード事業について、一般財源の上限を3億5千万円に設定	
・下水道事業会計への繰出金上限設定	繰出金の上限を13億円に設定かつ起債の発行を6億円以内に制限。	

⑤収入の確保	H19増収目標額	1,700万円
・市税現年収納率の向上	見込額の0.1%増額を目標	
・滞納繰越額の徴収強化	見込額の3%増額を目標	
・公有地の積極的な売却	未利用地の適正処分を行う	
	割賦制度の導入により、貸付物件の売却を図る	
・市施設利用率の向上	運用の見直し、創意工夫により使用料増収対策を行う	
	笠岡総合スポーツ公園の集客対策の検討	
・企業誘致、産業政策の見直し	新たな工夫、体制、政策の創設	
・広告料等の新設	広報紙企業広告料等の新設、道路占用料等の増額	
・基金の運用の拡大	各種基金の運用方法をより効率的なものにシフトする	
・受益者負担の適正化	使用料・手数料の見直し	

⑥その他	H19削減目標額	
・予算編成手法の改革	各部署枠配分方式のさらなる工夫	
・経理担当者への予算編成研修の徹底	予算編成手法の変更に伴い、予算編成の勉強会を行う	
・職員への財政状況の説明	財政健全化計画の経過説明や意識改革の取組を行う	
・市民への財政情報の公開	財政状況を分かりやすく市民に示し、理解を得る	
・地方財政の充実、強化の要望	国等に対して、地方自主財源の充実・確保を強く求めている	

### (3) 計画実施のために

中期財政見通しによれば、税収・地方交付税等の一般財源総額は、今後も減収していく見込みです。一方、貯金にあたる財政調整基金は、平成15年度から財政健全化に取り組んだ結果、平成17年度末までに、約9億5千万円増加しております。この間の地方交付税の削減額は、三位一体の改革により、約20億円も減少していますので、全庁を挙げての健全化への取組が具現化し、さらには第4次行革の数値目標も達成していることから、この間の財政健全化計画に対しては、一定の評価ができる結果となっています。

しかし、平成17年度決算から導入された”実質公債費比率”にみられるように、行政コストに対しては大変厳しい基準が設けられており、これまで以上に、職員の一人ひとりが意識を改革し、行政コストについて厳しく認識するとともに、常に市民の目線で事業の目標、成果、効率等を精査していくことが必要です。職員全員が、施策立案者であり、税の執行者であることを自覚し、従来のやり方では、この財政状況を乗り切れないところにいるという危機意識を持つことが重要です。

21世紀のゆるぎない笠岡づくりを進めるためには、この計画で示した考え方や項目を確実に実行し、さらに創意工夫を加えながら、新しい笠岡市の行財政システムを構築していくことが必要です。

## 4 財政健全化計画実施後の財政状況

### (1) 計画実施後の収支見通し

具体的方策を実施した結果、効果額を推計できる項目について、計画実施前の赤字額がどうなるか試算しました。

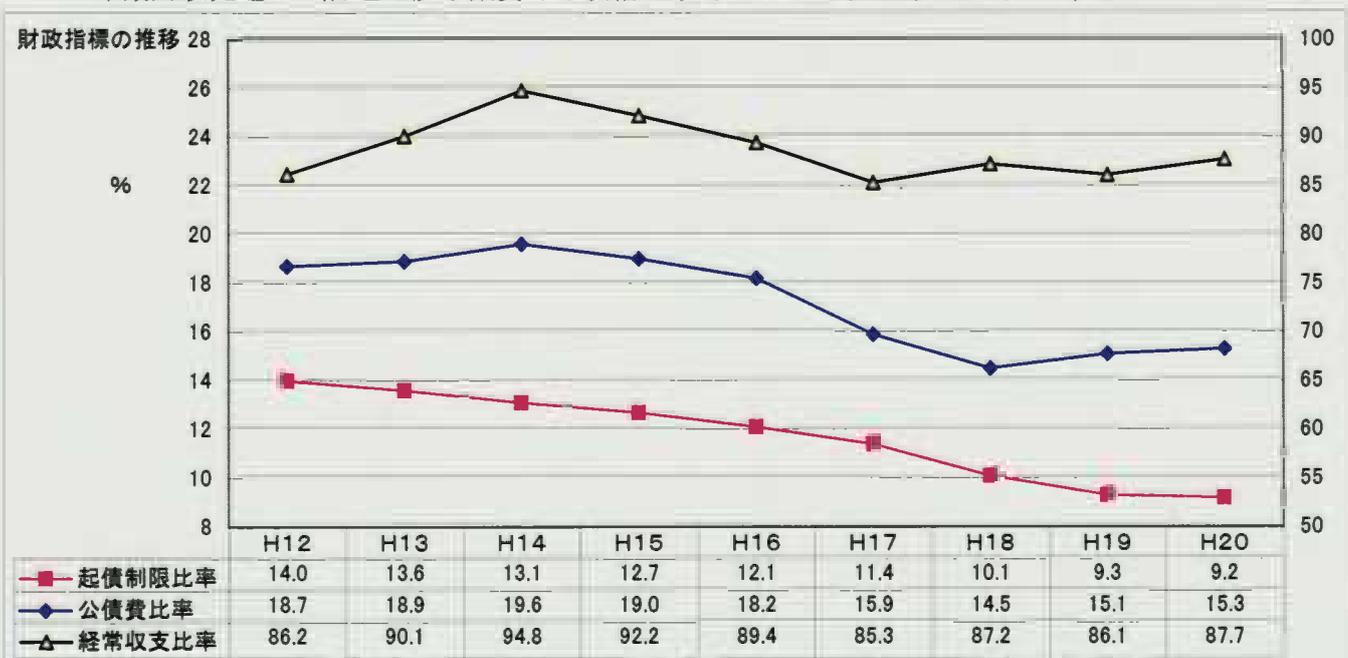
(単位：千円)

項 目		H 1 8 収支	H 1 9 収支	H 2 0 収支
計画実施前の収支見通し		57,813	△ 626,203	△ 393,644
負担調整		0	0	0
再計算収支見通し		57,813	△ 626,203	△ 393,644
具 体 的 方 策	①人件費の抑制	0	15,000	11,000
	②内部管理経費の削減	0	80,000	80,000
	③施策の見直し	0	38,000	38,000
	④市債借入額等の抑制	0	192,000	192,000
	⑤収入の確保	0	17,000	17,000
	H 1 8 の繰越金使用		28,900	
	小計		370,900	338,000
計画実施後の収支見通し		57,813	△ 255,303	△ 55,644

平成19年度、平成20年度の残る赤字額は、項目に記載されていない具体的方策や、事務事業全般にわたる見直しと縮減額によって解消しなければなりません。国の地方財政対策は今後大きく変わることが予想され、次のローリング案により再度検討することとします。

### (2) 財政指標

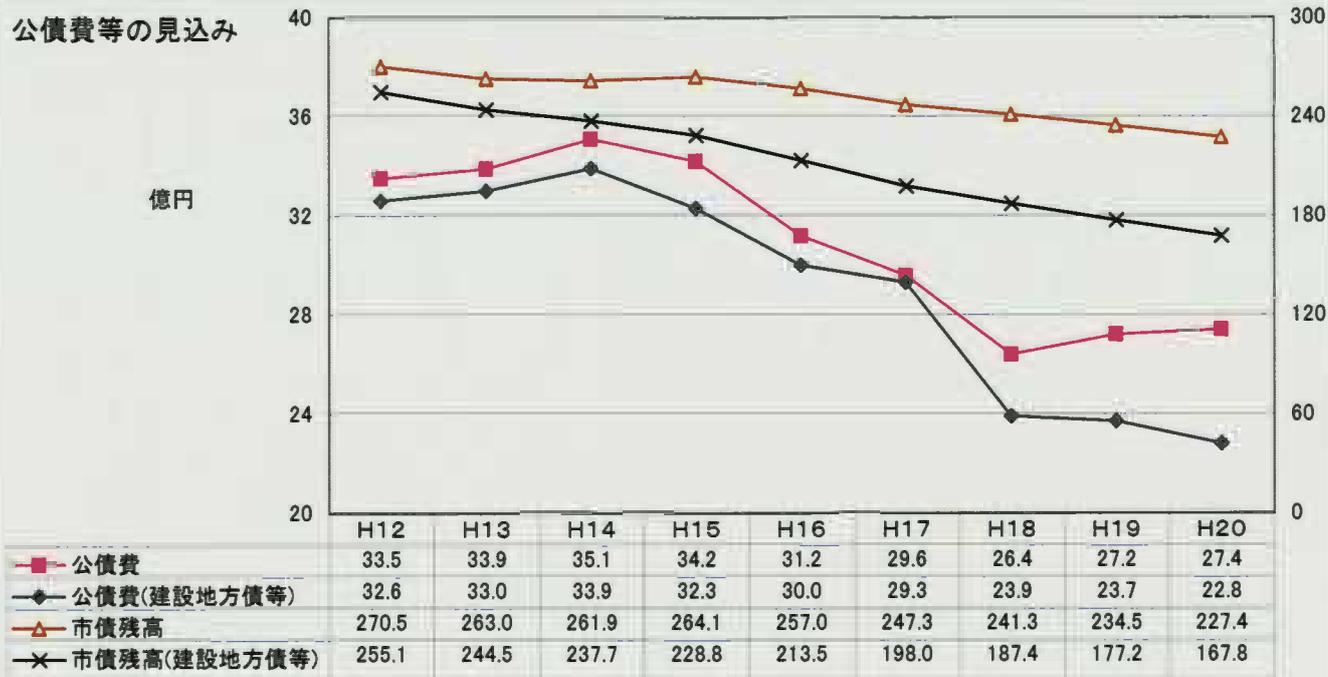
中期財政見通しの普通建設事業費や市債借入額等による財政指標の見込みは、次のとおりです。



公債費比率、起債制限比率ともに、なだらかに落ちていく見込みです。経常収支比率は、推計項目が多いため正確な推計ができませんが、「財政健全化計画」により経常経費を削減した場合、その額に応じて指数が減少します(約1億4,000万円削減により1%の減少)。引き続き、徹底した経常経費の節減が必要です。

### (3) 公債費と市債残高

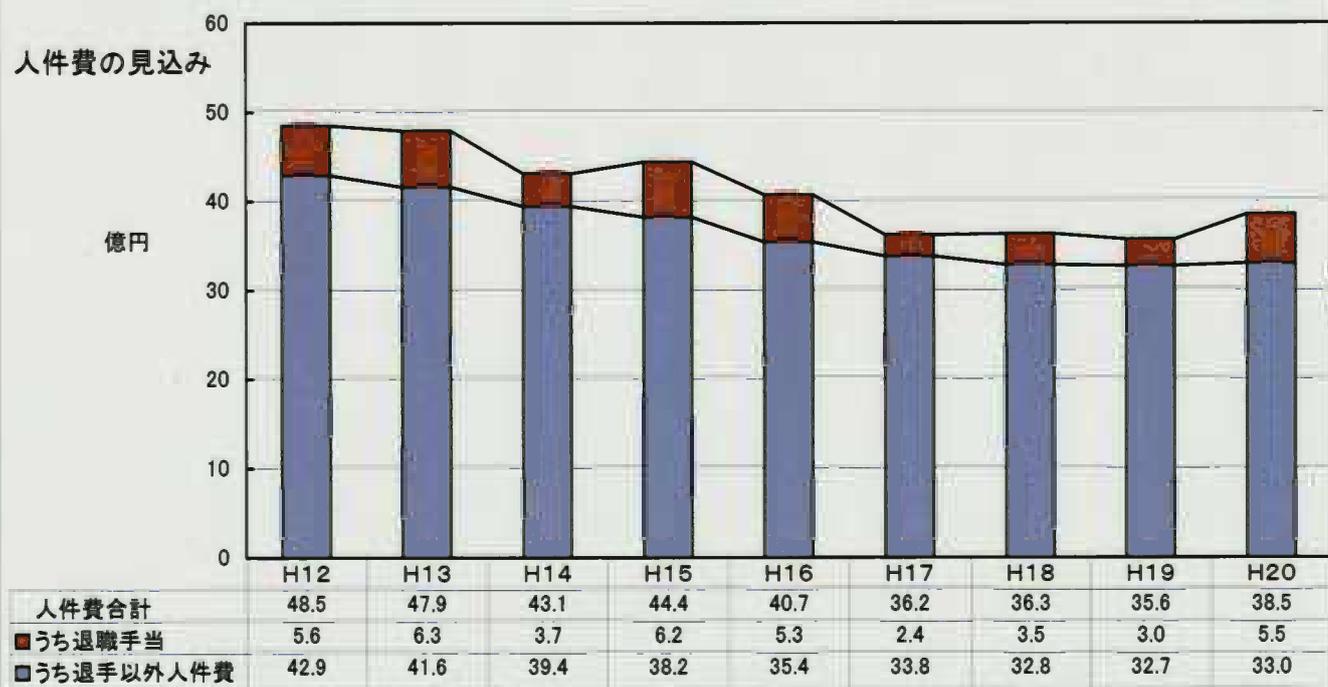
同様に、公債費と市債残高の見込みは、次のとおりです。国の制度により、市税から振り替わった減税補てん債と、普通交付税から振り替わった臨時財政対策債の合計は、近年、急激に増えています。参考に、これらを除いたものを（建設地方債等）で示します。



減税補てん債と臨時財政対策債を除いた（建設地方債等）は、今後、減少していく見込みです。しかし、減税補てん債と臨時財政対策債を含む公債費全体では、減少幅は小さくなり、平成18年度以降、増加に転じる見込みです。なお、これらの起債に係る元利償還金は、普通交付税により全額補てんされます。

### (4) 人件費

中期財政見通しでの人件費の見込みは、次のとおりです。



人件費は、年度により退職者数やそれに伴う退職手当額にばらつきがあるので、総額だけの比較では削減努力等がわかりにくくなっています。退職手当以外の人件費では、退職者不補充や独自削減策等により減少していく見込みです。

### (5) 実質公債費比率

これまでの起債制限比率の算定基礎であった公債費に加えて、公営企業債（特別会計，企業会計）の元利償還に対する繰出金や，減債基金（公債基金）の積立状況等を加味して算定されることとなりました。今後は，この実質公債費比率が，協議団体への移行及び起債制限の新しい基準となります。

実質公債費比率の推移



平成17年度の本市の実質公債費比率は，24.5%（速報値）のため，引き続き起債許可団体となります。実質公債費比率の基準では，18%以上25%未満で起債許可団体に該当します。本市の場合，財政健全化計画により，起債の発行を制限しているため，起債制限比率と合わせて，実質公債費比率の割合も下がっていくと推計しています。起債制限比率と比べて数値が高いのは，下水道事業会計への繰出金及び国営笠岡湾干拓事業の償還金の影響が大きいことからです。（\*起債制限比率の推計はH20まで）

# 用語解説

歳 入 関 連	
一 般 財 源	使い道が特定されず、どのような経費にも使用することができる財源。代表的なものは、市税、地方交付税など。
特 定 財 源	国県支出金、使用料、手数料など。使途が特定されている財源。
市 税	市民税、固定資産税、軽自動車税など、市の行政サービスの基本的な財源である。
地 方 交 付 税	地域によって地方税収入に差があるため、標準的な行政を行うために国から国税の一部が交付される。普通交付税と特別交付税がある。
諸 税	地方譲与税、利子割・地方消費税・ゴルフ場利用税・自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金を、便宜上ひとまとめにした呼び方。
地方特例交付金	恒久的な減税に伴う減収額の一部を補てんするため、地方税の代替えとして平成11年度から創設され、減税補てん債とともに地方税減税分をカバーする。
市 債	地方公共団体が資金調達のために借り、その返済が一会計年度を超えて行われる借金。
建 設 地 方 債	市債のうち、公共施設の建設事業などの財源とするために発行されるもの。
特 例 地 方 債	市債のうち、赤字を補てんしたり、財源補てんする目的で発行されるもの。
減 税 補 て ん 債	地方特例交付金と同じだが、先に平成6年度から創設された。
臨時財政対策債	地方に必要な普通交付税に対し国税が不足するため、その代替えとして発行される。
歳 出 関 連	
普通建設事業費	土木農林水産施設、教育施設など、公共施設の新増築等の建設経費。
繰 出 金	特別会計に対し、収支不足の補てんや繰出基準により支出される経費。
公 債 費	市が借り入れた市債の元利償還金及び一時借入金利子の合計額。
扶 助 費	各種法令や市単独の施策に基づき、生活保護者・児童・老人等に対して支給する費用。
人 件 費	職員や特別職に対し勤労の対価として支払われる経費。報酬・給料・手当・共済費等。
物 件 費	光熱水費・通信運搬費などの内部管理経費、嘱託・臨時職員給、各種ソフト事業。
補 助 費 等	一部事務組合負担金、企業会計への補助金、各種団体への補助金・負担金。
義 務 的 経 費	その支出が義務づけられ任意に削減できない経費。人件費・扶助費・公債費をいう。
財 政 分 析 関 連	
基 金	特定の目的のために設けられた資金又は財産。いわゆる貯金であり、この基金を取り崩したものは歳入の繰入金、基金への積立は歳出の積立金の科目で経理される。
普 通 会 計	一般会計と住宅資金貸付会計、へき地診療会計及び相生墓園会計をまとめたもの。
決 算 統 計	全国統一基準による最も基本的かつ重要な統計のひとつ。普通会計と公営事業会計に分けられている。統計結果は地方財政運営や国の施策の基礎数値となる。
標 準 財 政 規 模	地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、市税と諸税、普通交付税の合計額等により算出する。笠岡市の場合、約136億円である。
公 債 費 比 率	借金返済である公債費に必要な一般財源額が、標準財政規模に占める割合。自由に使える収入が借金返済に使われる割合を示す。15%を超えると要注意、20%を超えると危険とされている。
起 債 制 限 比 率	公債費比率算式の分母分子から、元利償還金のうち普通交付税で補てんされる額をそれぞれ減じた数値で、過去3カ年の平均を用いる。一般的に公債費比率より低い数値となり、要注意・危険ラインは同じだが、20%以上になると市債の借入を制限される。
経 常 収 支 比 率	人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、諸税、普通交付税を中心とする経常的な一般財源がどの程度充当されているかをみることにより、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる。一般的に70～85%の範囲が望ましいとされている。
実 質 公 債 費 比 率	財政規模に占める地方債の元利償還金（交付税充当分を除く）の割合で、下水道など公営企業債の返済に充てた繰り出し金なども債務として算定するため、起債制限比率より平均4%高くなる。25%以上になると、地方債の発行が制限される。